兵庫県認証食品ストリート事業実施要領

第１　趣旨

本要領は、兵庫県認証食品（以下｢認証食品｣という。）の需要拡大を図るため、認証食品の販売店と飲食店が連携した「買える、食べられる」場の創出や拡充に必要な取組への助成について必要な事項を定める。

第２　事業主体

認証食品の販売店と飲食店が並存する地区若しくは通り等を管理する団体や法人、又はひょうごの美味し風土拡大協議会（以下「協議会」という。）が特に認める団体。

第３　事業内容

県内において認証食品の販売店と飲食店が並存する地区又は通り等において、販売店と飲食店が連携した「買える、食べられる」場を消費者に提供するとともに、次に掲げる取組みを併せて行うものとする。

（１）販売店での認証食品販売促進

（２）飲食店による認証食品のＰＲ

第４　事業実施期間

令和２年８月～令和３年２月のうち、２週間以上の取組を実施する。

第５　助成対象

協議会会長は、兵庫県認証食品ストリート事業実施要領（以下「要領」という。）第３に定める事業を実施するために必要な次に掲げる経費に対して助成する。ただし、千円未満は切り捨てとする。

（１）認証食品の販売コーナーの設置経費

（２）認証食品の試食等に係る経費

（３）認証食品の販売促進又はＰＲ資材作成に係る経費

（４）認証食品を使用したメニュー開発に係る経費

（５）その他、事業の目的達成のため協議会会長が特に必要と認める経費

なお、以下の①から⑤の経費は助成対象外とする。

①協議会会長の承認日以前に申込、発注又は契約した経費

②備品購入費（おおむね使用耐用期間が１年以上にわたり、かつ購入価格が100,000円（税込）以上のもの）

③事業主体及び各店舗の維持経費・運営経費

④国若しくは兵庫県等の他の助成事業等や支援を受け、また受ける予定となっている経費

⑤当該助成金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額（助成対象経費に含まれる消費税等に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額）

第６　助成金額

助成は、第５に定める経費について、１期間につき90万円を限度に予算の範囲内で定額助成する。

第７　助成の申請

１　助成を受けようとする者は、実施計画書（様式第１号）を協議会会長が別に定める期限までに提出し、承認を申請するものとする。

２　協議会会長は、１の実施計画書の提出があったときはこれを審査し、適当と認められる場合は、これを承認する。

３　申請者は次に掲げる実施計画の変更を行う場合は、あらかじめ協議会会長の承認を受けるものとし、申請手続きは１及び２に準じて行うものとする。

（１）事業主体の変更

（２）実施地域の変更

（３）実施期間の変更

（４）事業内容の事項の新設又は廃止

（５）事業経費の30％を超える増減

第８　報告

１　申請者は実施計画に基づく実績報告書（様式第２号）を活動終了後１か月又は令和３年３月15日のいずれか早い日までに協議会会長へ報告するものとする。

２　特に報告を要する場合には、別途通知する。

第９　助成金の交付

協議会会長は、第８の報告内容を確認の上、適正な事業執行であると認められる場合は、申請者からの請求書に基づき、助成金を申請者の指定する金融口座へ振り込む。

第10　その他

１　飲食販売を実施するにあたり、常に食品衛生法その他関連法令を遵守し、監督官庁の指示に従うこと。

２　この要領に定めるもののほか、必要となる事項は、協議会会長が別に定める。

附則

（施行期日）

１　この要領は、令和２年８月12日から適用する。

（この要領の失効）

２　この要領は、令和３年３月31日限り、この効力を失う。

（様式第１号）

兵庫県認証食品ストリート事業　実施計画承認申請書

令和　年　月　日

ひょうごの美味し風土拡大協議会

会　長　　池田　潔　様

住所

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　　印

兵庫県認証食品ストリート事業の助成を受けたいので、兵庫県認証食品ストリート事業実施要領第７の１に基づき、別添のとおり実施計画書を提出し、承認を申請します。

（様式第１号）

兵庫県認証食品ストリート事業　実施計画書

１　事業の目的

２　事業の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 実施時期 | 内容（実施場所・実施店・事業内容等） | 備考 |
|  |  |  |  |

３　経費の配分

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業に要する経費（A）＋（B） | 負担区分 | 積算の基礎 | 備考 |
| 助成金（A） | その他（B） |
|  | 円 | 円 | 円 |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |

４　事業実施予定年月日

　　令和　　年　　月　　日　　～　　令和　　年　　月　　日

５　認証食品に関する事業効果（取扱い店舗・品目数、認知度調査方法等）

６　添付資料

事業内容が分かる資料

（様式第２号）

兵庫県認証食品ストリート事業　実績報告書

令和　年　月　日

ひょうごの美味し風土拡大協議会

会　長　　池田　潔　様

住所

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　　印

兵庫県認証食品ストリート事業を実施したので、兵庫県認証食品ストリート事業実施要領第８の１に基づき、別添のとおり実施報告書を提出します。

（様式第２号）

兵庫県認証食品ストリート事業　実績報告書

１　事業の目的

２　事業の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 実施時期 | 内容（実施場所・実施店・事業内容等） | 備考 |
|  |  |  |  |

３　経費の配分

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業に要する経費（A）＋（B） | 負担区分 | 積算の基礎 | 備考 |
| 助成金（A） | その他（B） |
|  | 円 | 円 | 円 |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |

４　事業実施年月日

５　認証食品に関する事業実施効果（取扱い店舗・品目数、調査した認知度等）

６　添付資料

事業内容が分かる資料、領収書（又は請求書と振込明細等）

兵庫県認証食品ストリート事業　助成請求書

金　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

上記のとおり、助成金を交付されたく請求します。

令和　年　月　日

ひょうごの美味し風土拡大協議会

会　長　　池田　潔　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

【振込先】

　金融機関名：

　支店名：

　口座番号：普通･当座 №

　口座名義人：